

## 第21回農業委員統一選挙対策の推進について

平成23年5月11日  
岩手県農業会議

### 1 農業委員選挙の期日について

#### (1) 一般選挙の期日は任期満了日前30日以内

農業委員会法第11条により、「農業委員会の選挙による委員の一般選挙の期日は、選挙委員の任期満了日の前30日以内に市町村選挙管理委員会が決定する」

#### (2) 総務省・農林水産省連名通知の発出中止

従来、3年に一度の一般選挙集中年に総務省自治行政局長と農林水産省経営局長の連名による選挙期日の通知が発出されていたが、東日本大震災の影響や選挙が21回を数え周知されていることを理由に、今後は実施しないこととされた。（平成23年3月24日付農林水産省経営局構造改善課課長補佐名通知）

#### (3) 7月10日選挙日統一の働きかけ

農業委員会系統組織として、選挙啓発及び事務の効率化の観点から選挙期日の設定に向けた働きかけを実施。具体的には、平成23年7月11日から8月9日までの間に選挙委員の任期が満了する農業委員会において、選挙期日を平成23年7月10日（日）を中心に調整するよう、該当農業委員会会長より市町村長及び選挙管理委員会に対する働きかけを行う。

### 2 東日本大震災被災地の農業委員選挙の特例について

東日本大震災の被災地域の農業委員選挙については、農林水産省において、(1)選挙の特例、(2)選挙人名簿の特例を措置するための「農業委員会等に関する法律」の改正が行われた。

#### (1) 選挙の特例

被災地の農業委員会の選挙期日を最長1年間延長し、その期日まで現在の委員の任期を延長できるよう措置。

#### (2) 選挙人名簿の特例

法定されている時期（毎年3月31日）での選挙人名簿の調製が困難な選挙管理委員会について、次回の選挙までに選挙人名簿を作成すれば済むように措置。

### 3 農業委員選挙の啓発活動

全国農業会議所において第21回農業委員統一選挙啓発ポスターを作成し、5月下旬を目途に農業委員統一選挙実施委員会あてに送付する。

22 岩農議第 375 号  
平成 23 年 3 月 29 日

〇〇〇農業委員会会長 様

岩手県農業会議  
会長 佐々木 正勝

農業委員選挙の実施期日の設定に向けた働きかけについて(依頼)

農業委員選挙については、これまで、3年に1度、選挙が集中して行われる年に、選挙啓発等の観点から、総務省自治行政局長と農林水産省経営局長の連名で、選挙期日の通知が発出されてきたところです。

しかしながら、別添の平成23年3月24日付け農林水産省経営局構造改善課長補佐名の通知のとおり、農業委員会の選挙が21回を数えるとともに、農業委員会等に関する法律に基づき、「一般選挙の期日は選挙委員の任期満了日の前30日以内に市町村選挙管理委員会が決定する」ことがすでに周知されていること等により、選挙期日の通知が発出されないこととなりました。

このため、選挙啓発及び事務の効率化を図るため、平成23年7月11日から8月9日までの間に選挙委員の任期が満了する農業委員会については、選挙日を「平成23年7月10日(日)」を中心に調整いただくよう、貴市町村長及び選挙管理委員会に対する働きかけをお願いします。

また、今般の東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙委員の一般選挙等を適切に行うことが当面困難な市町村への対応については、現在、国において検討中であることを申し添えます。

《担当》

岩手県農業会議 農地部 田口 信一  
電 話 019-626-8545  
F A X 019-629-9210  
E-mail s-taguchi@iwate-ca.or.jp

写

平成23年3月24日

各地方農政局生産経営流通部構造改善課長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課長 殿  
北海道農政部農地調整課長

農林水産省経営局構造改善課  
課長補佐（農地制度担当）

農業委員会の選挙による委員の一般選挙について（お知らせ）

農業委員会の選挙による委員（以下「選挙委員」という。）の一般選挙については、これまで、3年に1度、一般選挙が集中して行われる年に、選挙啓発等の観点から、総務省自治行政局長と農林水産省経営局長の連名で、選挙期日について通知を發出してきたところですが、一般選挙の期日は、選挙委員の任期満了日の前30日以内に、市町村選挙管理委員会が自由に決定することができることから、今後は選挙期日に関する通知を發出しないこととしたので、お知らせします。

また、平成23年東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙委員の一般選挙等を適正に行うことが困難な市町村については、現在、対応を検討中であることを申し添えます。

なお、この旨、都府県を通じて、管内農業委員会へお知らせいただきますよう、よろしく申し上げます（平成23年東北地方太平洋沖地震に被災した市町村の農業委員会に対しては、現地の状況に配慮しつつ、適切な時期にお知らせいただきますよう、申し上げます。）。

# 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案（仮称）の概要

平成23年4月  
経営局  
水産庁

東日本大震災により著しい被害を受けた地域においては、予定どおりの選挙を行うことが困難であるため、選挙の特例として、以下を措置。

## I 概要

### (1) 選挙の特例

- ① 海区漁業調整委員会については、委員が1人でも欠けた場合には、現行制度上補欠選挙を行わなければならないため、来年8月に予定されている任期満了に伴う選挙期日まで、補欠選挙を行わなくても済むよう措置。
- ② 農業委員会については、被災地の多くの農業委員会の委員の任期満了日が本年7月に集中しているため、選挙期日を最長1年程度延長し、その期日まで、現在の委員の任期を延長できるよう措置。

### (2) 選挙人名簿作成の特例

現行制度上、選挙人名簿を確定させる時期が法定されているところ（海区漁業調整委員会：毎年12月5日、農業委員会：毎年3月31日）、その時期においては選挙人名簿の調製が困難な選挙管理委員会については、次回の選挙までに選挙人名簿を作成すれば済むよう措置。

## II 施行期日

公布の日から施行

### 【留意事項】

被災市町村において今年の7月に実際に農業委員会の選挙が予定されていることとの関係で、7月4日には法律が成立している必要がある「日切れ」法案である。

## 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(仮称)の概要

東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の選挙による委員の選挙の期日、選挙人名簿等に関する特例措置を講ずる。

### 法案の概要

#### 選挙の特例

- 選挙を実施することが困難である地方公共団体として農林水産大臣が指定した場合は、一定の期日まで選挙を延期し、又は行わない。

#### 選挙人名簿作成の特例

- 選挙人名簿の作成が困難な市町村選挙管理委員会が、次回の選挙までに選挙人名簿を作成すれば済むよう措置。



### 期待される効果

- ◎ 東日本大震災により著しい被害を受けた地域の海区漁業調整委員会及び農業委員会において、選挙の延期等が可能。
- ◎ 選挙期日を延期した場合、その前日まで、現在の委員が業務を引き続き行うことが可能。